平成２１年（フ）第４６０号
神戸市垂水区下畑町字木之下888番地の１
グリーンパレス塩屋101号
破産者　谷崎　　博
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６６８号
神戸市北区南五葉３丁目５番15―210号
破産者　内本　裕子
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第５１６号
兵庫県明石市二見町西二見1961番地の１　市住１棟202号、営業所兵庫県明石市二見町西二見810―１
破産者　甲基礎工業こと橋本政興こと　朴　玉東
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２５１号
兵庫県明石市人丸町５番８号　ＪＯＹコート亀の水201号、旧住所神戸市西区枝吉１丁目66番地の12
破産者　岡田　信康
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第４５４号
奈良県桜井市大字戒重192番地の７
破産者　山添加枝子
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１３号
奈良県桜井市粟殿588―６、住民票上の住所奈良県桜井市大字粟殿106番地の２
破産者　風本　隆三
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２６号
広島市西区南観音５丁目７―26、住民票上の住所岡山市中区江並180番地７
破産者　種　　和男
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８９８号
広島市西区都町24番１号
破産者　東田順子こと　金　　貞順
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２４７号
東京都世田谷区成城９丁目28番８号成城アンバサダー121、開始決定時の住所広島県庄原市上原町1851番地12
破産者　金沢　　学
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６３８号
熊本市神水２丁目19番21号、前住所熊本市新南部３丁目１番30号
破産者　村上　英幸
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第７１６号
大分市大字国分41番地
破産者　田口友紀子
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３５４号
大分市大字田尻530番地の９
破産者　高瀬　惠子
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３７９号
大分県別府市大字亀川954番地
破産者　久士目　順
１　決定年月日　平成21年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２５２９号
北海道北広島市朝日町６丁目１番地１　シャイニングコーポＢ―Ａ号
破産者　岩本　登美
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４７号
北海道上川郡当麻町４条西３丁目21番19号
破産者　菅原　　一
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第１１０号
茨城県日立市大みか町６丁目12番10―106号
破産者　山形　繁正
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第２６６号
群馬県高崎市萩原町950番地９
破産者　小池　隆義
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２９７号
群馬県安中市中後閑乙341番地
破産者　大石　勝之
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２０年（フ）第２７６６号
横浜市緑区白山２丁目７番28号
破産者　本田　征司
１　決定年月日　平成21年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部